

2020 年 4 月 6 日

組 合 員 各 位

東京都足立区東伊興2-1-22

西新井物流事業協同組合

電話 03-3857-7921

担当 清田

新型コロナウイルス感染症に係る資金繰り支援について

いつも組合の活動にご協力頂き有難うございます。

さて、組合員の皆様におかれましては、既にご存じの方も多いかと存じますが

新型コロナウイルス感染症特別貸付等の資金繰り支援が行われております。

一部資料を送らせて頂きますので、ご参照下さい。それぞれ支援の内容が異なり

ますので、直接お問い合わせ頂くか取引先銀行にご相談ください。

※この件に関しまして手続きを代行すると言って不当な手数料を搾取する詐欺が

発生しているとの情報もありますので、ご自身で触接お問い合わせください。

なお、当組合でも融資を行っておりますので、組合まで直接ご連絡下さい。

送信書類本紙を含め 7 枚

資金繰り 支援内容一覧

信用保証制度、融資制度の両面から、事業者の皆様の資金繰りを支援します。

信用保証

セーフティネット保証4号・5号

一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域に100%保証、5号は影響を受けている業種を対象に80%保証。

危機関連保証

セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種※を対象に100%保証。

※一部保証対象外の業種があります。

一般保証枠 (2.8億円)



SN保証枠 (2.8億円)



危機関連保証枠 (2.8億円)

4号：100%保証（全都道府県）

5号：80%保証（指定業種）

別枠（2.8億円）は共有

危機関連保証：100%保証（全国・全業種）

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

融資

融資による支援では、大きく分けて3段階の支援を実施。

実質無利子融資

金利▲0.9引下げ

金利引下げなし

新型コロナウイルス感染症特別貸付

危機対応融資

金利当初3年▲0.9%引下げ

【対象要件】

売上高▲5%以上減少

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）については、柔軟に対応



特別利子補給制度

特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給

【対象要件】

個人事業主（小規模）：要件なし

小規模（法人）：売上高▲15%減

中小企業：売上高▲20%減

また、小規模事業者※であれば、

マル経融資

を活用し、別枠で最大1,000万円まで、金利を▲0.9%引き下げることが可能。

※商工会・商工会議所の経営指導を受けることが条件

セーフティネット貸付

基準金利

【対象要件】

売上高等の要件はなし

【資金繰り支援全般に関するお問合せ先】

➤ 中小企業金融相談窓口 03-3501-1544

※平日・休日9時00分～17時00分

➤ 金融庁相談ダイヤル 0120-156811（フリーダイヤル）

※平日10時00分～17時00分 ※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

➤ 個別支援策のお問合せ先 各ページ末尾の【お問合せ先】までご連絡ください。

セーフティネット保証 4号・5号

セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。

※売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。

※売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

※3月13日から、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者等について認定基準の運用を緩和（過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高の比較等）

※4号の対象地域及び5号の対象業種は？

- ◆ SN 4号：3月2日に全都道府県を対象に指定しました。
- ◆ SN 5号：3月23日に令和2年度第1四半期分の対象業種、587業種を公表。指定業種は経産省・中企庁HPをご確認ください。

※ご利用手続の流れ（4号・5号）

- ①取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。
- ②対象となる中小企業者の方は本店等（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市区町村に認定申請を行い、認定申請書を取得し、保証付き融資の申込みをしてください。※3月23日に都道府県を通じて市区町村に対し、金融機関等による代理申請の緩和や申請書類等の負担軽減、認定事務の円滑化等の配慮を要請しました。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

【お問合せ先】最寄りの信用保証協会

※経済産業省HP特設ページ内の「最寄りの信用保証協会」または右のQRコードよりご確認ください。



➡ 土日・祝日の連絡先については、3ページ「土日・祝日のご相談」を御確認ください。

危機関連保証

全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種※の事業者を対象に「危機関連保証」（100%保証）として、売上高が前年同月比▲15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠（2.8億円）を措置。

※一部保証対象外の業種があります。詳しくは最寄りの信用保証協会にご相談ください。

これにより、セーフティネット保証枠と併せて、最大5.6億円の信用保証別枠を確保

【イメージ図】

一般保証枠（2.8億円）



SN保証枠（2.8億円）



危機関連保証枠（2.8億円）

4号：100%保証（全都道府県）
5号：80%保証（指定業種）
別枠（2.8億円）は共有

危機関連保証：
100%保証（全国・全業種）

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

※ご利用手続の流れは前ページのセーフティネット保証と同様です。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

【お問合せ先】最寄りの信用保証協会

経済産業省HP特設ページ内の「最寄りの信用保証協会」
または右のQRコードよりご確認ください。



➡ 土日・祝日の連絡先については、3ページ「土日・祝日のご相談」を御確認ください。

無利子・無担保融資

※**新型コロナウイルス感染症特別貸付**及び**危機対応融資**に**特別利子補給制度**を併用することで**実質的な無利子化**を実現

新型コロナウイルス感染症特別貸付

日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者（事業性のあるフリーランスを含む）に対し、融資枠別枠の制度を創設。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。3月17日より制度適用開始。

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来した、次の①または②のいずれかに該当する方

- ①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
- ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高
 - b 令和元年12月の売上高
 - c 令和元年10月～12月の売上高平均額

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

【資金の使いみち】運転資金、設備資金 【担保】無担保

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内 【うち据置期間】5年以内

【融資限度額（別枠）】中小事業3億円、国民事業6,000万円

【金利】当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利

中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.36%→0.46%

（利下げ限度額：中小事業1億円、国民事業3000万円）

※国民事業における利下げ限度額は、「マル経融資の金利引下げ」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「生活衛生改善貸付の金利引下げ」との合計で3,000万円となります

※令和2年3月2日時点、信用力や担保の有無にかかわらず利率は一律

※令和2年1月29日以降に日本政策金融公庫等から借入を行った場合も、要件に合致する場合は遡及適用が可能です。

【お問合せ先】

➡ 平日のご相談

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 融資第二部中小企業融資第一班：098-941-1785

➡ 土日・祝日のご相談

日本政策金融公庫：0120-112476（国民生活事業）、0120-327790（中小企業事業）

沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795

商工中金の危機対応業務

～新型コロナウイルス感染症の影響を受けている

中小企業の皆さまへ～

商工中金では「新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口」を設置しており、新型コロナウイルス感染症の影響により資金繰りに支障を来している中小企業の皆さまからのご相談に対し、危機対応業務の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」でお応えいたします。

○新型コロナウイルス感染症特別貸付(中小企業向け制度)の概要

～中小企業向け制度～

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により直近1カ月の売上高が、前年又は前々年の同期比5%以上減少している方
資金使途	設備資金 運転資金
適用利率	商工中金所定の利率 (下限は日本公庫の基準金利。(2020年3月19日現在) 1.11% (注))
利子補給(※1)	下記に記載の通り。
貸出期間	設備: 20年以内(据置5年以内) 運転: 15年以内(据置5年以内)
貸出限度(※2)	元高: 20億円以内 残高: 3億円以内

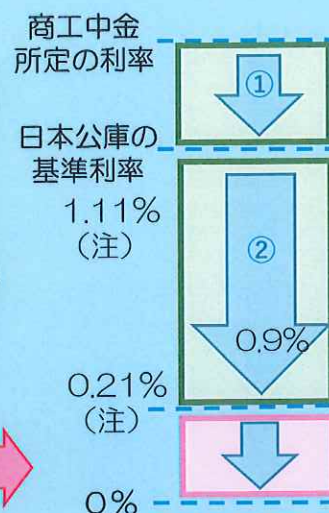
(※1) 利子補給の残高限度は、日本政策投資銀行等との合算運用となります。

(※2) 元高とは貸出額の累計です。貸出限度額は日本政策投資銀行等との合算運用となります。

[利子補給制度について]

①商工中金所定の利率が日本公庫の基準金利(上記1.11%(注))を上回る場合は、残高3億円までの全額について、お借入期間中にわたり、日本公庫の基準利率(上記1.11%(注))までの利子補給があります。

②残高1億円まで、当初3年間は0.9%の利子補給があり、0.21%(注)になります。
(4年目以降はこの利子補給はありません。)



[特別利子補給制度について]

★別途、「特別利子補給制度」により、一定の要件(売上減少: 中小企業▲20%以上、小規模事業者▲15%以上など)を満たす方は、残高1億円まで、当初3年間は、金利0%となるまでの利子補給を受けることができます。
(4年目以降はこの利子補給はありません。)

※利子補給金の請求に係る具体的な手続きや、利子補給金をお客様にお返しする方法等の詳細については、中小企業庁ホームページ等で公表されるまで、今しばらくお待ち下さい。

● 利子補給制度と特別利子補給制度は、お借入期間中の金利はお客様にいったんご負担頂き、後日にまとめてお返す方式です。

(注) 「日本公庫の基準利率(2020年3月19日現在) 1.11%」は、貸出期間5年の場合の例示です。
日本公庫の基準利率は、貸出期間により異なります。また、定期的な見直しにより変更されることがあります。

～中堅企業向け制度～

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により直近1カ月の売上高が、前年又は前々年の同期比5%以上減少している方
資金使途	運転資金 設備資金
適用利率	商工中金所定の利率（※：利子補給はございません）
貸出期間	設備：20年以内（据置5年以内） 運転：15年以内（据置5年以内）
貸出限度	定めなし（ただし、当金庫の審査により個別に金額が決まります）

○「新型コロナウイルス感染症特別貸付」のお申込み手順

1 ご融資の相談の受付

- ・事業の状況、ご資金の必要事情などについてお話を伺います。

2 お申込

- ・お申込みに必要な書類をご提出いただきます。
- ・必要な書類一覧は、商工中金ホームページをご確認ください。

3 商工中金での審査

- ・ご提出頂いた資料、面談時の情報をもとに、商工中金で審査を行います。
- ・必要に応じて、追加の資料をお願いする場合があります。

4 ご融資

- ・審査の結果、ご融資が決まれば、ご契約の手続きを致します。新規のお客様は、組合へ未所属の場合は加入手続き（下記、留意事項参照）、預金口座の開設手続きも必要です。
- ・ご契約手続きを終えたのち、ご融資の資金を入金いたします。

○制度融資ご利用に当たっての留意事項

○商工中金は、株主である中小企業の組合と、その組合員の皆さまをご融資の対象としています（未加入の場合はお申込時にご相談ください）。

○ご融資には審査があります。審査の結果、ご融資できない場合があります。

○審査には時間を要することがあります。また必要な書類の提出が必要です。あらかじめご了承ください。

○取引停止処分や差押等が生じたことのある方は本制度の対象外となる場合があります。法的整理（民事再生・会社更生に限る）が終結した方や借入金の延滞が解消した方は本制度の対象となります。

○個別のご相談はお近くの商工中金本支店までご連絡ください。

商工中金ホームページ <https://www.shokochukin.co.jp/>

